

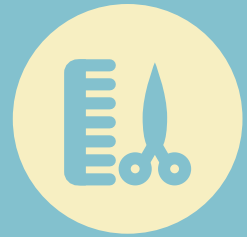


信用保証制度のご案内

創業を 応援します

創業等関連保証・創業関連保証

当協会では、これから創業する方や創業後5年を経過しない中小企業の方などを対象とした信用保証制度「創業等関連保証」、「創業関連保証」をご用意し、資金調達のお手伝いをしています。



創業等関連保証

保証限度額

1,500万円

創業関連保証

保証限度額

2,000万円

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を
ご覧ください。



創業等関連保証・創業関連保証制度の概要

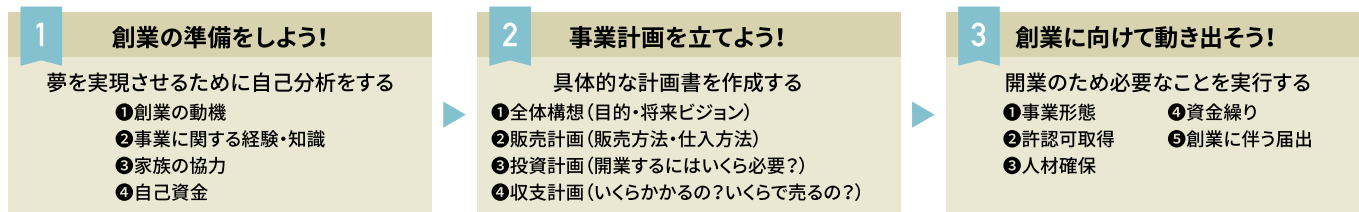
保証制度名	創業等関連保証	創業関連保証
対象となる方	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ③分社化により新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの会社 ④創業後5年未満の個人事業主の方 ⑤事業を営んでいなかった個人が設立し、設立後5年未満の会社 ⑥分社化により設立し、設立後5年未満の会社	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ③分社化により新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの会社 ④創業後5年未満の個人事業主の方 ⑤事業を営んでいなかった個人が設立し、設立後5年未満の会社 ⑥分社化により設立し、設立後5年未満の会社
保証限度額	1,500万円 (ただし、上記①又は②に該当する方は、自己資金額が保証限度額です。)	2,000万円 (ただし、再挑戦支援保証と合算して2,000万円が保証限度額です。)
資金用途	運転資金および設備資金(新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象になりません。)	
保証期間	10年以内(据置1年以内)(※1)	
返済方法	原則として、均等分割返済(※1)	
貸付利率	金融機関の所定利率(※1)	
信用保証料率	年0.80% 年0.60%(平成31年3月31日まで割引)(※2)	
担保	必要ありません。	
保証人	原則として、法人代表者を除いては必要ありません。	
必要添付書類	▶ 上記①、②、③に該当する場合 — 「創業・再挑戦計画書」 ▶ 上記①、②に該当する場合 — 自己資金の形成を証するもの	▶ 上記①、②、③に該当する場合 — 「創業・再挑戦計画書」

審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

※1：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによります。

※2：期間内において、経済情勢等に大きな変化があった場合は、割引の見直しを行うことがあります。

創業・準備のSTEP



お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部
保証第一課
☎ 025-267-1313
保証第二課
☎ 025-267-1315

長岡支店
保証第一課、保証第二課
☎ 0258-35-5714

県央支店
保証課
☎ 0256-33-6661

上越支店
☎ 025-523-7225

佐渡支店
☎ 0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟 信用保証



新潟県信用保証協会

2018.12